令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第1回)

~次第~

1 議 題

協議事項 「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」(循環ルート)について

【内容】

コミュニティバス無料運行について、道路運送法第9条第5項の規定に基づき意見募集 を実施(令和6年9月2日(月)~17日(火))。出された意見(資料2)は参考として、協議い ただくものになります。

運行事業者毎の協議となりますので、重複される委員(国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局、公募市民、龍ケ崎市) は、回答書が3枚ございます。

- <資料1>「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」について
- <資料2> 無料運行に関する意見(1件)
- <資料3> 令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第一回)委員
- <参考資料1> 龍ケ崎市地域公共交通協議会条例
- <参考資料2> 龍ケ崎市地域公共交通協議会名簿

令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第1回)

~次第~

1 議 題

協議事項 「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」(南が丘・長沖線、長戸・白羽線、大宮線、 八原線)について

【内容】

コミュニティバス無料運行について、道路運送法第9条第5項の規定に基づき意見募集 を実施(令和6年9月2日(月)~17日(火))。出された意見(資料2)は参考として、協議い ただくものになります。

運行事業者毎の協議となりますので、重複される委員(国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局、公募市民、龍ケ崎市) は、回答書が3枚ございます。

<資料1>「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」について

<資料2> 無料運行に関する意見(1件)

<資料3> 令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第一回)委員

<参考資料1> 龍ケ崎市地域公共交通協議会条例

<参考資料2> 龍ケ崎市地域公共交通協議会名簿

令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第1回)

~次第~

1 議 題

協議事項 「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」(長山・松葉線、佐貫・川原代線、若柴線) について

【内容】

コミュニティバス無料運行について、道路運送法第9条第5項の規定に基づき意見募集 を実施(令和6年9月2日(月)~17日(火))。出された意見(資料2)は参考として、協議い ただくものになります。

運行事業者毎の協議となりますので、重複される委員(国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局、公募市民、龍ケ崎市) は、回答書が3枚ございます。

- <資料1>「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」について
- <資料2> 無料運行に関する意見(1件)
- <資料3> 令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第一回)委員
- <参考資料1> 龍ケ崎市地域公共交通協議会条例
- <参考資料2> 龍ケ崎市地域公共交通協議会名簿

龍ケ崎市地域公共交通協議会運賃協議部会(第1回)

(書面協議)

回答書

回答年月日:令和6年9月日

委員名:

※いずれか該当する方を○で囲んでください。

① 「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」(循環ルート) について

承認する・ 承認しない

(承認しない場合の理由及び修正意見等)

送付先

龍ケ崎市地域公共交通協議会事務局 (龍ケ崎市 都市整備部 都市計画課内)

担 当:小山、蛯原

電 話:0297-64-1111 (内線466)

FAX: 0297-60-1588 \nearrow \nearrow \nearrow : toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

龍ケ崎市地域公共交通協議会運賃協議部会(第1回)

(書面協議)

回答書

回答年月日:令和6年9月日

委員名	•		
女只们	•		

- ※いずれか該当する方を○で囲んでください。
- ①「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」(南が丘・長沖線、長戸・白羽線、大宮線、 八原線) について

承認する・ 承認しない

(承認しない場合の理由及び修正意見等)

送付先

龍ケ崎市地域公共交通協議会事務局 (龍ケ崎市 都市整備部 都市計画課内)

担 当:小山、蛯原

電 話:0297-64-1111 (内線466)

FAX: 0297-60-1588 \checkmark \rightarrow \backprime : toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

龍ケ崎市地域公共交通協議会運賃協議部会(第1回)

(書面協議)

回答書

回答年月日:令和6年9月日

委員名	•		
女只们	•		

- ※いずれか該当する方を○で囲んでください。
- ①「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」(長山・松葉線、佐貫・川原代線、若柴線) について

承認する・ 承認しない

(承認しない場合の理由及び修正意見等)

送付先

龍ケ崎市地域公共交通協議会事務局 (龍ケ崎市 都市整備部 都市計画課内)

担 当:小山、蛯原

電 話:0297-64-1111 (内線466)

FAX: 0297-60-1588 \checkmark \rightarrow \backprime : toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

「龍ケ崎市コミュニティバス無料運行」について

1. 無料運行の理由

公共交通の利用促進施策の一環として、イベント開催日をコミュニティバスの無料運行日と することによって、公共交通機関の利用促進、自家用車利用から公共交通利用への転換、会場 付近における交通渋滞の緩和及びイベントへの来場者増加を図る。

なお、無料運行により発生する運賃収入の減収については、龍ケ崎市が補償するものとする。

2. イベント概要

実施日	令和6年11月23日(土・祝)	令和6年11月24日(日)	
時間	10時~15時		
イベント名	龍ケ崎産業祭いがっぺ市 第8回全国コロッケフェスティバル		
主催	龍ケ崎産業祭いがっぺ市&全国コロッケフェスティバル実行委員会		
会場	龍ケ崎市役所北側駐車場及び南側駐車場一部		

3. 無料運行概要

実施日	令和6年11月23日(土・祝) 令和6年11月24日(日)				
対象路線	コミュニティバス全線				
	循環ルート(運行事業者:関東鉄道株式会社)				
	南が丘・長沖線、長戸・白羽線、大宮線、八原線(運行事業者:平成観光自動車株式				
	会社)				
	長山・松葉線、佐貫・川原代線、若柴線(運行事業者:有限会社佐貫タクシー)				
対象者	龍ケ崎市コミュニティバス利用者				
運賃	終日無料。				
	【参考:通常料金】				
	中学生以上:200円、小学生:100円、未就学児:無料、手帳所有者50円(手帳所有				
	者とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている				
	方と、第1種知的障害者及び第1種身体障害者と同乗する介助者を指す。)				
備考	荒天等により急遽イベントが中止となった場合でも、利用者の混乱を防ぐため、無料				
	運行は実施。				

4. 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

りゅうほー9月前半号及び市公式ホームページにて、9月2日(月)から9月17日(火)まで意見を募集し、資料2のとおり意見がありました。

募集期間	和6年9月2日(月曜日)から9月17日(火曜日)まで
周知方法	市広報紙(りゅうほー)、市公式ホームページ
提出方法	郵送、FAX、直接持参、電子メール
提出された人	1人
意見提出件数	1件

※いただいたご意見を、原則、原文のまま掲載しています。

意見番号	意見の概要	運賃の意見に対する市の考え方
1	【龍ケ崎市コミュニティバス無料運行の実施について意見】	無料運行にご賛成いただきありがとうご
	龍ケ崎市駅付近に住んでますが、コミュニティバスのアクセスが悪いです。	ざいます。
	駅からそこまで近いわけでもないので、関東鉄道使うのもかなり迂回になるた	その他の意見については、今後の参考にさ
	め利用しようと思わない。	せていただきます。
	無料でもそもそも会場が行きづらいです。	貴重なご意見ありがとうございました。
	市街化区域 4 か所あるので、それぞれで毎年イベントを開催していただいた	
	方が良い。	
	今年度からオンデマンド交通のエリアになった方もいるので平等でない気が	
	する。	
	コミュニティバスより関東鉄道やオンデマンド交通チケット化もしくは利用	
	証明書でイベント現地で何か特典ありにして欲しい。	
	でも、利用者がいるなら無料化自体は賛成します。	

令和6年度龍ケ崎市地域公共交通協議会 運賃協議部会(第1回)委員一覧

コミュニティバス(循環ルート)

所属	名前
国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	小菅 達也
関東鉄道株式会社	廣瀬 貢司
公募市民	上野 義則
公募市民	磯貝 京子
公募市民	福田 瑛怜菜
龍ケ崎市 ※部会長	落合 勝弘

コミュニティバス(南が丘・長沖線、長戸・白羽線、大宮線、八原線)

所属	名前
国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	小菅 達也
平成観光自動車株式会社	中島 憲幸
公募市民	上野 義則
公募市民	磯貝 京子
公募市民	福田 瑛怜菜
龍ケ崎市 ※部会長	落合 勝弘

コミュニティバス(長山・松葉線、佐貫・川原代線、若柴線)

所属	名前
国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	小菅 達也
有限会社佐貫タクシー	野澤 達也
公募市民	上野 義則
公募市民	磯貝 京子
公募市民	福田 瑛怜菜
龍ケ崎市 ※部会長	落合 勝弘

○龍ケ崎市地域公共交通協議会条例

平成 2 6 年 3 月 2 8 日 条例第 1 9 号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域の特性や需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、龍ケ崎市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市内における適切な旅客運送の態様に関すること。
 - (2) 前号の旅客運送に係る運賃及び料金の協議に関すること。
 - (3) 公共交通の利用促進の協議に関すること。
 - (4) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
 - (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (6) 交通計画に定められた事業の実施に関すること。
 - (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (2) 茨城県の職員
 - (3) 一般社団法人茨城県バス協会の代表者又はその指名する者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する 団体の代表者又はその指名する者
 - (5) 交通事業者の代表者又はその指名する者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 公募の市民(龍ケ崎市まちづくり基本条例(平成26年龍ケ崎市

条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

- (8) 市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生 じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 特定の職により委嘱され、又は任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。 ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意 見を聴くことができる。

(運賃協議部会)

- 第7条 協議会は、第2条第2号に規定する協議を行わせるため、運賃 協議部会を置く。
- 2 運賃協議部会は、道路運送法第9条第4項の協議会とする。
- 3 運賃協議部会に属する委員は、第3条第2項第1号、第4号(当該 運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者に係るものに限 る。)、第7号及び第8号に掲げる委員のうちから、会長が指名する。
- 4 運賃協議部会に部会長を置き、第3条第2項第8号に掲げる委員を もって充てる。

- 5 第5条第2項及び第6条の規定は、運賃協議部会について準用する。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成26年9月30日条例第56号)

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)の施行の日から施行する。

付 則 (平成27年6月30日条例第27号抄) (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。 (龍ケ崎市地域公共交通協議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 29 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の龍ケ崎市地域公共交通協議会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ケ崎市地域公共交通協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ケ崎市地域公共交通協議会条例(次項において「改正後の条例」という。)に規定する龍ケ崎市地域公共交通協議会の委員(次項において「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱又は任命の日から起算するものとする。
- 30 この条例の施行の日から平成28年5月31日までの間に委嘱され、 又は任命される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にか かわらず、平成28年5月31日までとする。

付 則(令和2年3月23日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年3月14日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年6月24日条例第32号) この条例は、公布の日から施行する。

参考資料2

令和6年度 龍ケ崎市地域公共交通協議会委員名簿

任期:令和6年6月1日~令和8年5月31日

	第3条第2項	所 属	現委員の役職	氏 名
1	茨城県運輸支局長	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	橋本 弘行
	又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	小菅 達也
		茨城県政策企画部交通政策課	課長	鹿内 秀樹
2	茨城県の職員	茨城県竜ケ崎工事事務所	圈央道沿線整備推進監 兼所長	井上 和則
		茨城県竜ケ崎警察署	交通課長	髙草木 祐也
3	一般社団法人茨城県バス協会の 代表者又はその指名する者	 一般社団法人茨城県バス協会 	専務理事	澤畠 政志
4	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転手が 組織する団体の代表者 又はその指名する者	関東鉄道労働組合	執行委員長	池田 正人
		関東鉄道株式会社	常務取締役鉄道部長	北村 恵喜
		関東鉄道株式会社	常務取締役	廣瀬 貢司
5	交通事業者の代表者	平成観光自動車株式会社	営業部長	中島憲幸
	又はその指名する者	有限会社佐貫タクシー	所長	野澤 達也
		布川交通株式会社	所長	小菅 信夫
		東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社	ユニットリーダー	石川 健一
6	学識経験者	流通経済大学	経済学部教授	板谷 和也
		公募市民		上野 義則
7 3	公募の市民	公募市民		磯貝 京子
		公募市民		福田 瑛怜菜
8	市の職員	龍ケ崎市	都市整備部長	落合 勝弘
9	その他市長が必要と認める者	龍ケ崎市商工会	事務局長	佐藤 昌一
	しく ごくりらい 女の 女の こりょうしょく	特定非営利活動法人 ユーアンドアイ	代表	赤津 猛

(敬称略)